

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の20.8に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税(地方道路譲与税を含む。以下同じ。)、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	16,082,639	地方交付税交付金	16,739,246
財政投融资特別会計より受入	100,000	地方特例交付金	468,270
東日本大震災復興特別会計より受入	375,016	交通安全対策特別交付金	48,948
地方法人税	604,190	地方譲与税譲与金	2,613,841
地方揮発油税	244,037	事務取扱費	254
石油ガス税	6,763	諸支出金	315
自動車重量税	283,322	国債整理基金特別会計へ繰入	31,617,451
航空機燃料税	14,514	予備費	—
特別とん税	12,713	計	51,488,328
地方法人特別税	2,043,581		
特別法人事業税	8		
借入金	31,328,372		
雑収入	2,592		
前年度剰余金受入	738,546		
東日本大震災復興前年度剰余金受入	148,380		
計	51,984,679	翌年度の歳入に繰り入れる額	496,351

(歳 入)

令和元年度における歳入予算額は	51,948,068,473 千円
であって、その内訳は	
当初予算額	51,785,439,720 千円
予算補正追加額	927,771,753 千円
予算補正修正減少額	765,143,000 千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1、消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の20.8並びに地方法人税の収入が当初見込みに比し減少する額に相当する金額の合算額を補填するための地方交付税交付金財源の一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであ

り、予算補正修正減少額は、法第24条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1並びに消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の20.8に相当する金額の合算額の一般会計からの受入見込額等を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は 51,984,679,881 千円

であって、差引き 36,611,408 千円

の増加となった。これは前年度において東日本大震災復興に係る地方交付税交付金の繰越しがあったこと等により、前年度剰余金受入が多かったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合 (%)
一般会計より受入	16,089,257,418	16,082,639,574	△ 6,617,843	99
財政投融资特別会計より受入	100,000,000	100,000,000	—	100
東日本大震災復興特別会計より受入	375,016,248	375,016,248	—	100
地方法人税	657,400,000	604,190,028	△ 53,209,971	91
地方揮発油税	246,400,000	244,037,856	△ 2,362,143	99
石油ガス税	7,000,000	6,763,692	△ 236,307	96
自動車重量税	275,000,000	283,322,952	8,322,952	103
航空機燃料税	14,900,000	14,514,836	△ 385,163	97
特別とん税	13,800,000	12,713,054	△ 1,086,945	92
地方法人特別税	2,136,000,000	2,043,581,368	△ 92,418,631	95
特別法人事業税	—	8,770	8,770	—
借入金	31,232,305,408	31,328,372,408	96,067,000	100
雑収入	3,486	2,592,457	2,588,971	74,367
前年度剰余金受入	800,583,575	738,546,010	△ 62,037,564	92
東日本大震災復興前年度剰余金受入	402,338	148,380,624	147,978,286	36,879
計	51,948,068,473	51,984,679,881	36,611,408	100

(注) 特別法人事業税については、令和2年度より都道府県に譲与。

(歳 出)

令和元年度における歳出予算現額は 51,888,307,921 千円

であって、その内訳は

歳出予算額 51,320,079,840 千円

{ 当初予算額 51,140,417,087 千円
 { 予算補正追加額 179,662,753 千円 }

前年度繰越額 568,228,081 千円

であり、予算補正追加額は、安心と成長の未来を拓く総合経済対策の一環として、自然災害からの復旧・復興の加速を図るため特別交付税を増額するための地方交付税交付金に必要な経費等を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 51,488,328,806 千円

翌年度繰越額は 58,804,061 千円

不用額は

341,175,053 千円

であって、翌年度繰越額は、法第 27 条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、借入金の償還及び一時借入金利子の支払が予定を下回ったこと等により、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主 要 経 費 別)

(単位 千円)

主 要 経 費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国 債 費	31,849,629,423	31,849,629,423	31,617,451,632	—	232,177,790	99
地方交付税交付金	16,229,822,186	16,798,050,267	16,739,246,206	58,804,061	—	99
地方特例交付金	468,270,824	468,270,824	468,270,824	—	—	100
地方譲与税譲与金	2,712,302,600	2,712,302,600	2,613,841,633	—	98,460,966	96
その他の事項経費	57,454,807	57,454,807	49,518,510	—	7,936,296	86
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,320,079,840	51,888,307,921	51,488,328,806	58,804,061	341,175,053	99

(事 項 別)

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金に必要な経費	15,854,403,600	16,275,895,338	16,275,895,338	—	—	100
東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	375,418,586	522,154,929	463,350,868	58,804,061	—	88
地方特例交付金に必要な経費	199,082,000	199,082,000	199,082,000	—	—	100
子ども・子育て支援臨時交付金に必要な経費	269,188,824	269,188,824	269,188,824	—	—	100
交通安全対策特別交付金に必要な経費	56,762,694	56,762,694	48,948,182	—	7,814,512	86
地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	247,200,000	247,200,000	230,281,792	—	16,918,208	93
森林環境譲与税譲与金に必要な経費	20,000,000	20,000,000	19,999,104	—	896	99
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	7,200,000	7,200,000	6,893,444	—	306,556	95
自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	274,200,000	286,896,267	286,896,267	—	—	100
航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	14,900,000	14,900,000	14,397,388	—	502,612	96
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	13,700,000	13,700,000	12,690,330	—	1,009,670	92
地方法人特別譲与税譲与金に必要な経費	2,135,100,000	2,122,403,733	2,042,683,218	—	79,720,515	96
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,600	2,600	90	—	2,509	3
事務取扱いに必要な経費	259,947	259,947	254,454	—	5,492	97
諸支出金に必要な経費	432,166	432,166	315,874	—	116,291	73
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	31,849,629,423	31,849,629,423	31,617,451,632	—	232,177,790	99
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,320,079,840	51,888,307,921	51,488,328,806	58,804,061	341,175,053	99

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目途として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和元年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	8,179,608,299	53.8	186,095,041	17.5	265,579,239	57.3	8,631,282,579	51.6
市町村分	7,030,443,200	46.2	879,748,798	82.5	197,771,629	42.7	8,107,963,627	48.4
計	15,210,051,499	100.0	1,065,843,839	100.0	463,350,868	100.0	16,739,246,206	100.0
(構成率)	(90.8 %)		(6.4 %)		(2.8 %)		(100.0 %)	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和元年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,633市町村(742市891町村)、不交付団体は1都85市町村(50市35町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は95.1%である。

(参考) 平成27年度から令和元年度までの各年度における地方交付税の交付状況

(単位 千円)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
普通交付税	15,796,394,532	15,698,309,486	15,350,075,401	15,087,572,603	15,210,051,499
道府県分	8,393,089,648	8,559,353,770	8,252,433,957	8,162,241,533	8,179,608,299
市町村分	7,403,304,884	7,138,955,716	7,097,641,444	6,925,331,070	7,030,443,200
特別交付税	1,005,297,791	1,052,977,167	979,728,399	1,030,508,866	1,065,843,839
道府県分	136,350,579	200,420,956	149,005,370	163,440,731	186,095,041
市町村分	868,947,212	852,556,211	830,723,029	867,068,135	879,748,798
震災復興特別交付税	588,947,910	487,721,281	438,204,664	430,143,716	463,350,868
道府県分	316,263,223	290,220,775	257,824,479	242,027,448	265,579,239
市町村分	272,684,687	197,500,506	180,380,185	188,116,268	197,771,629
計	17,390,640,233	17,239,007,934	16,768,008,464	16,548,225,185	16,739,246,206
道府県分	8,845,703,450	9,049,995,501	8,659,263,806	8,567,709,712	8,631,282,579
市町村分	8,544,936,783	8,189,012,433	8,108,744,658	7,980,515,473	8,107,963,627

(2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、軽自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

また、子ども・子育て支援臨時交付金は、令和元年10月1日から実施した幼児教育・保育の

無償化に係る経費の地方負担分を措置するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和元年度における地方特例交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	個人住民税減収補填特例交付金	構成率 (%)	自動車税減収補填特例交付金	構成率 (%)	軽自動車税減収補填特例交付金	構成率 (%)
都道府県分	61,999,059	35.6	11,381,388	50.4	—	—
市町村分	112,200,941	64.4	11,193,612	49.6	2,307,000	100.0
計	174,200,000	100.0	22,575,000	100.0	2,307,000	100.0
(構成率)	(37.2 %)		(4.8 %)		(0.5 %)	

(単位 千円)

区分	子ども・子育て支援臨時交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	82,401,933	30.6	155,782,380	33.3
市町村分	186,786,891	69.4	312,488,444	66.7
計	269,188,824	100.0	468,270,824	100.0
(構成率)	(57.5 %)		(100 %)	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(参考) 平成27年度から令和元年度までの各年度における地方特例交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況

(単位 千円)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
個人住民税減収補填特例交付金	118,868,000	123,300,000	132,800,000	154,400,000	174,200,000
都道府県分	47,547,200	49,320,000	47,258,332	54,946,049	61,999,059
市町村分	71,320,800	73,980,000	85,541,668	99,453,951	112,200,941
自動車税減収補填特例交付金	—	—	—	—	22,575,000
都道府県分	—	—	—	—	11,381,388
市町村分	—	—	—	—	11,193,612
軽自動車税減収補填特例交付金	—	—	—	—	2,307,000
都道府県分	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	—	—	2,307,000
子ども・子育て支援臨時交付金	—	—	—	—	269,188,824
都道府県分	—	—	—	—	82,401,933
市町村分	—	—	—	—	186,786,891
計	118,868,000	123,300,000	132,800,000	154,400,000	468,270,824
都道府県分	47,547,200	49,320,000	47,258,332	54,946,049	155,782,380
市町村分	71,320,800	73,980,000	85,541,668	99,453,951	312,488,444

(3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村に交付されるものである。

令和元年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	28,245,146	57.7
市 町 村 分	20,703,036	42.3
計	48,948,182	100.0

また、令和元年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は 47 都道府県、1,521 市町村 (814 市(特別区を含む。) 707 町村)、不交付団体は 1 市 219 町村であり、交付団体の全団体に占める割合は 87.7 %である。

(参考) 平成 27 年度から令和元年度までの各年度における交通安全対策特別交付金の交付状況
(単位 千円)

区 分	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度
都 道 府 県 分	35,253,555	33,533,420	31,961,581	29,465,366	28,245,146
市 町 村 分	25,688,325	24,477,486	23,382,059	21,592,919	20,703,036
計	60,941,880	58,010,906	55,343,640	51,058,285	48,948,182

(4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税の 7 種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の 2 分の 1 に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の 1,000 分の 422 に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の 9 分の 2 に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される地方法人特別税については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(地方法人特別譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和 6 年度から開始されることから、令和元年度は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に譲与され、令和 2 年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む)から令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道、都道府県道及び市町村道の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して 6 月、11 月及び 3 月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9 月及び 3 月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道及び都道府県道の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して 6 月、11 月及び 3 月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して 6 月、11 月及び 3 月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に限

る。)及び指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に、特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を9月及び3月に、地方法人特別譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口及び従業員数にあん分して5月、8月、11月及び2月に、それぞれ譲与される。

令和元年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	地方揮発油譲与税	構成率 (%)	森林環境譲与税	構成率 (%)	石油ガス譲与税	構成率 (%)	自動車重量譲与税	構成率 (%)
都道府県分	120,622,191	52.4	3,999,977	20.0	5,865,654	85.1	8,354,750	2.9
市町村分	109,659,690	47.6	15,999,127	80.0	1,027,790	14.9	278,541,517	97.1
計	230,281,882	100.0	19,999,104	100.0	6,893,444	100.0	286,896,267	100.0
(構成率)	(8.8 %)		(0.8 %)		(0.3 %)		(11.0 %)	

(単位 千円)

区分	航空機燃料譲与税	構成率 (%)	特別とん譲与税	構成率 (%)	地方法人特別譲与税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	2,879,475	20.0	—	—	2,042,683,218	100.0	2,184,405,265	83.6
市町村分	11,517,913	80.0	12,690,330	100.0	—	—	429,436,367	16.4
計	14,397,388	100.0	12,690,330	100.0	2,042,683,218	100.0	2,613,841,633	100.0
(構成率)	(0.5 %)		(0.5 %)		(78.1 %)		(100.0 %)	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。

3 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和元年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

- (イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県(指定市を含む。)及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は全都道府県及び全指定市である。
- (ニ) 自動車重量譲与税の譲与団体は全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ホ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は159団体(37都道府県80市(特別区を含む。))42町村)である(3月期)。
- (ヘ) 特別とん譲与税の譲与団体数は180団体(159市(都を含む。))21町村)である(3月期)。
- (ト) 地方法人特別譲与税の譲与団体は全都道府県である。

(参考) 平成27年度から令和元年度までの各年度における地方譲与税の譲与状況

(単位 千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
地方揮発油譲与税	274,693,769	261,035,818	258,402,915	259,895,340	230,281,882
都道府県分	143,547,111	136,401,805	135,269,191	135,744,392	120,622,191
市町村分	131,146,658	124,634,013	123,133,724	124,150,948	109,659,690
森林環境譲与税	—	—	—	—	19,999,104
都道府県分	—	—	—	—	3,999,977
市町村分	—	—	—	—	15,999,127
石油ガス譲与税	9,509,929	8,839,007	8,362,684	7,763,920	6,893,444
都道府県分	8,114,138	7,546,981	7,120,107	6,602,188	5,865,654
市町村分	1,395,791	1,292,026	1,242,577	1,161,732	1,027,790
自動車重量譲与税	264,443,978	265,698,293	266,014,602	268,897,419	286,896,267
都道府県分	—	—	—	—	8,354,750
市町村分	264,443,978	265,698,293	266,014,602	268,897,419	278,541,517
航空機燃料譲与税	15,515,110	14,702,662	14,917,055	14,976,200	14,397,388
都道府県分	3,103,015	2,940,529	2,983,403	2,995,235	2,879,475
市町村分	12,412,095	11,762,133	11,933,652	11,980,965	11,517,913
特別とん譲与税					
市町村分	12,405,496	12,349,491	12,351,825	12,836,058	12,690,330
地方法人特別譲与税					
都道府県分	2,102,677,845	1,777,606,978	1,845,174,420	2,086,503,809	2,042,683,218
計	2,679,246,127	2,340,232,250	2,405,223,501	2,650,872,746	2,613,841,633
都道府県分	2,257,442,109	1,924,496,293	1,990,547,121	2,231,845,624	2,184,405,265
市町村分	421,804,018	415,735,957	414,676,380	419,027,122	429,436,367

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。